



6. (振込カード機能)

- (1) 当組合のICカード対応振込機において振込を実施した場合には、ICカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報(以下「振込情報」といいます。)を当組合所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICカードを再発行する場合には、新しいICカードには当該振込情報は引き継がれません。

7. (ICカード対応機の故障時の取扱い)

ICカード対応機の故障時には、ICチップ提供機能(ICカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能の総称)は利用できません。この場合損害が生じても当組合の責に帰すべき事由による場合を除き、当組合は責任を負いません。

8. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能は利用できません。この場合、当組合所定の手続に従って、すみやかに当組合にICカードの再発行をお申し出ください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合は責任を負いません。

以 上